

住民投票について

1 現在の提言書素案

(住民投票)

- ・ 市長は、市政に係る重要な事項について、広く市民の意思を確認する必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができること。
- ・ 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めること。
- ・ 議会及び市長は、前2項の定めにより住民投票を実施した場合は、その結果を尊重すること。

2 意見・提案

- ・ 市長が住民投票を実施することができるがあるとあるが、住民が住民投票を求める、または議員が住民投票を求めることができるという文言があっても良いのではないか。

3 議論の前提

- ・ 条項数も含め、できる限り内容を整理するため、地方自治法等の法令との規定の重複を避ける。
- ・ 「条例制定の請求」と「発議」は異なり、「発議」は、議会等の「合議体において、議員から一定の事項について議事の開始を求めること」（広辞苑第5版）をいう。
- ・ 地方自治法に基づく住民投票において、市長は、住民投票の事務執行者である。

4 方向性

現在の提言書素案の【補足説明等】を、次のとおりとしたらどうか。

- ・ 現在でも、地方自治法に基づいて、住民・議員・市長が、住民投票を実施するための条例の制定を請求・発議し、その条例を制定した上で住民投票を実施することが可能です。ここでは、市長が住民投票の執行者であることを明らかにしています。

(・ 個別設置型と常設型の解説)

- ・ 条例制定の請求・発議は地方自治法に基づきます。

住民からの請求・発議	<ul style="list-style-type: none">・ 地方自治法第94条に基づき、有権者の50分の1以上の者の連署をもって、代表者が市長に対し条例案を示し、その制定を請求・ 市長は意見を付けて議会に提案（発議）し、議決を経て住民投票に関する条例を制定
議員からの発議	<ul style="list-style-type: none">・ 地方自治法第112条に基づき、12分の1以上の議員が議会に条例案を提案（発議）し、議決を経て住民投票に関する条例を制定
市長からの発議	<ul style="list-style-type: none">・ 地方自治法第149条に基づき、市長が議会に条例案を提案（発議）し、議決を経て住民投票に関する条例を制定

- ・ この地方自治法に基づく住民投票は、条例の制定という市議会の議決を経るものであり、また、その結果については市長・市議会が尊重することとしていることから、日本国憲法が前提としている間接民主制に基づく議会の機能に抵触するものではありません。